

吹田市環境影響評価技術指針

平成 24 年(2012 年)3 月改定

吹 田 市

目 次

第1章 はじめに

- 1 吹田市の地域特性と環境影響評価…………… 3
- 2 技術指針の位置づけ…………… 3

第2章 環境影響評価及び事後調査に共通する基本的事項

- 1 環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素の区分…………… 4
- 2 環境影響要因の区分…………… 4
- 3 地域の範囲…………… 5
- 4 環境の保全及び良好な環境の創造の目標…………… 5
- 5 環境の保全及び良好な環境の創造のための取組内容…………… 5

第3章 環境影響評価の実施手順

- 1 地域の概況の把握…………… 6
- 2 当該事業における環境に対する取組方針の検討…………… 6
- 3 事業計画の立案と環境取組内容の検討…………… 6
- 4 環境影響要因の抽出…………… 7
- 5 環境要素の選定…………… 7
- 6 現況調査の内容の検討…………… 9
- 7 予測の内容の検討…………… 9
- 8 環境影響評価提案書及び要約書の作成…………… 10
- 9 提案書意見交換会の実施…………… 10
- 10 現況調査の実施…………… 11
- 11 予測の実施…………… 11
- 12 評価の実施…………… 11
- 13 環境取組内容の再検討…………… 11
- 14 環境影響評価書案及び要約書の作成…………… 11
- 15 評価書案意見交換会の実施…………… 11
- 16 提案書及び評価書案に関する質問書に対する回答書の作成…………… 11
- 17 事業者見解書の作成…………… 12
- 18 環境影響評価書及び要約書の作成…………… 12
- 別表1 事業別の標準的な環境影響要因・環境要素関連表…………… 14
- 別表2 複合環境影響要因・環境要素関連表…………… 23

第4章 事後調査の実施手順

- 1 評価書案の作成段階での事後調査の方針の検討…………… 24

2	評価書の作成段階での事後調査の方針の検討、修正	24
3	事後調査計画書の作成	24
4	事後調査の実施	24
5	事後調査の結果の検討	25
6	事後調査報告書の作成	25
7	環境取組内容の追加実施	25

第5章 提出図書の記載事項

1	環境影響評価提案書	27
2	意見交換会報告書	27
3	環境影響評価書案	28
4	事業者見解書	29
5	環境影響評価書	29
6	事後調査計画書	30
7	事後調査報告書	30

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項

6-1	温室効果ガス、エネルギー	32
6-2	廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン類）	33
6-3	大気汚染	35
6-4	悪臭	38
6-5	ヒートアイランド現象	40
6-6	水質汚濁（公共用水域、地下水）、底質汚染	42
6-7	土壌汚染	46
6-8	地形、地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）	48
6-9	地盤（地下水位、地盤沈下、変状）	51
6-10	騒音、振動、低周波音	54
6-11	動植物、生態系	57
6-12	緑化（緑の質、緑の量）	59
6-13	人と自然とのふれあいの場	61
6-14	景観	63
6-15	日照阻害	65
6-16	テレビ受信障害	67
6-17	風害	69
6-18	文化遺産（有形・無形・複合）	71
6-19	火災、爆発、化学物質の漏洩等	73
6-20	コミュニティ	75
6-21	交通混雑、交通安全	77

第1章 はじめに

1 吹田市の地域特性と環境影響評価

本市は、大阪市に隣接し、約36km²の市域に約35万人の市民を有する基礎自治体であり、住宅都市としての性格を備えながら、商業・業務機能をあわせ持った複合都市である。

また、市域全域が市街化され約8割が既成市街地として利用されていることにより、経済成長や人口増加という社会現象の影響を直接受け、道路や工場、住宅団地等の開発に伴う大気汚染、ヒートアイランド現象、自然緑地の喪失など、大都市特有の環境問題を経験し、今もこれらに直面している。

一方で、大阪都心部への通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、住宅地としての魅力を高めている。このような地域で暮らす市民の環境要求レベルは高く、まちづくりに積極的に参加する市民も多い。

こうした中で、事業者は、吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成10年吹田市条例第7号）に基づく手続きを実施する際には、環境影響評価及び事後調査の結果に基づき、高度に人口が密集し、緩衝帯となる空地や公共施設に乏しいという地域特性も踏まえ、適切な環境配慮を講ずる必要がある。

また、事業の実施等に当たり可能な限り環境への負荷を低減させることはもちろん、先進的な環境配慮を積極的に実施することで、事業計画地及びその周辺の環境水準を以前よりも向上させるなど、本市が進める吹田市第2次環境基本計画に沿って市民とともに「環境まちづくり」に取り組む責務を有している。

2 技術指針の位置づけ

この技術指針は、吹田市環境まちづくり影響評価条例第6条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に行われるよう、環境影響評価及び事後調査を行う項目、方法などについて、対象事業に適用する基本的な技術的事項を定めたものである。

事業者が環境影響評価を実施するに当たっては、この技術指針に基づき、事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮し、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を検討するとともに、必要な調査、予測及び評価の項目並びにその方法などを選定し、環境影響評価を行うものとする。また、事業者が事後調査を実施するに当たっても、この技術指針に基づき行うものとする。

なお、この技術指針は、今後の科学的知見の集積及び事例の積み重ねなどに応じて、必要な改定を行うものとする。

また、使用する用語は、吹田市環境まちづくり影響評価条例及び同施行規則で使用する用語の例による。

第2章 環境影響評価及び事後調査に共通する基本的事項

1 環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素の区分

環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の区分は、表1のとおりである。

表1 環境要素一覧表

吹田市第2次環境基本計画の目標	分野	環境要素
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物
		産業廃棄物
		建設発生日
		フロン類
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染
		悪臭
		ヒートアイランド現象
	水	水質汚濁（公共用水域、地下水）
		底質汚染
	土	土壌汚染
		地形、地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）
		地盤（地下水位、地盤沈下、変状）
	騒音・振動等	騒音
		振動
低周波音		
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系
		緑化（緑の質、緑の量）
		人と自然とのふれあいの場
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観
		日照障害
		テレビ受信障害
		風害
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等
	地域社会	コミュニティ
交通混雑、交通安全		

2 環境影響要因の区分

環境影響評価及び事後調査の対象とする環境影響をもたらす可能性のある要因（以下「環境影響要因」という。）となる行為の区分は、次のとおりである。

第2章 環境影響評価及び事後調査に共通する基本的事項

- (1) 工事（土地の造成及び施設等の建設）
- (2) 存在（工事が完了した後の土地又は施設等の存在）
- (3) 供用（土地又は施設等において行われることが予定される事業活動その他の人の活動）

なお、事業と密接に関連して実施される事業がある場合は、それによる行為も、環境影響要因に含めて環境影響評価を実施するものとする。

3 地域の範囲

環境影響評価及び事後調査の対象とする地域の範囲は、事業の実施等により環境に影響がもたらされると考えられる地域の範囲とする。

4 環境の保全及び良好な環境の創造の目標

環境の保全及び良好な環境の創造の目標（以下「評価目標」という。）は、環境影響を評価する基準として、第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的事項）において定められている目標である。また、事後調査においては、その結果を検討し、必要に応じ原因の究明を図るための基準として用いるものとする。

5 環境の保全及び良好な環境の創造のための取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のための標準的な取組事項（以下「標準取組事項」という。）は、最新の「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」に記載されている取組事項とする。

標準取組事項を踏まえた上で、事業計画の立案段階において、事業特性及び地域特性に応じて、環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容（以下「環境取組内容」という。）を検討する。また、環境影響評価及び事後調査の結果、評価目標を達成されていない又は可能な限りの取組が実施されていないと認める場合には、再検討するものとする。

検討に当たっては、環境への影響を回避又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、代償の取組を検討するものとし、実行可能なより良い技術を取り入れるものとする。また、環境水準の向上に資する取組についても併せて検討するものとする。

検討結果は、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるよう整理する。

- (1) 内容、実施時期又は期間
- (2) 効果又は目的
- (3) 検討経過又は根拠

第3章 環境影響評価の実施手順

1 地域概況の把握

地域の社会条件（人口、土地利用など）及び自然条件（気象、水象など）並びに環境の概況を把握するため、既存資料・文献の収集、整理、現地調査などを実施する。調査事項については、表2を参考として適切なものを選定する。

また、事業計画地からおおむね500m以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事（以下「周辺事業」という。）の有無について調査を行うものとする。

表2 地域概況の主な調査事項

区 分	調 査 事 項	
社会条件	人口	人口、世帯数、人口密度など
	土地利用	土地利用状況、用途地域指定状況など
	産業	事業所数、用水量、燃料使用量、工業出荷額など
	交通	交通量、交通施設、道路網、公共交通機関など
	水域とその利用	水域、水面利用、水利、地下水の利用など
	環境の保全について配慮を要する施設	学校、病院等の施設の配置など
	関係法令による規制等	公害防止に係る規制地域、自然環境保全に係る地域など
自然条件	気象	風向、風速、風向頻度、気温、湿度、降水量など
	水象	河川、水路、ため池の概況など
	地象	地形の分類、地質の構造など
環境の概況	環境要素に係る環境の概況、環境基準等の適合状況、苦情の発生の状況など	
周辺事業の有無	(1) 建設が予定されている対象事業と同種又は類似の施設及び予定されている大規模な工事	
	(2) すでに供用が開始されている対象事業と同種又は類似の施設及び実施中の大規模な工事	
	(3) その他、複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があるとして想定される事業	

2 当該事業における環境に対する取組方針の検討

1で把握した地域の概況を踏まえて、当該事業における事業者の環境に対する取組方針を明らかにする。

3 事業計画の立案と環境取組内容の検討

事業計画を立案するプロセスにおいて、その構造や配置について複数の案を検討し、事業採算性

のみならず、環境の保全及び良好な環境の創造の観点からも適切な案を選択するものとし、評価書案において、決定した事業計画案の妥当性を環境性能も含めて説明する。あわせて、標準取組事項をもとに、事業特性及び地域特性に応じた環境取組内容を検討する。

とりわけ公共的事業においては、実現可能な複数の案について、それぞれの環境影響を予測し、その評価結果を明らかにした上で、これを参考に事業計画を決定するものとする。

なお、事業の実施等により、周辺事業と複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があると思定される場合には、周辺事業の内容に応じて、環境取組内容を検討するものとする。

4 環境影響要因の抽出

環境影響要因の区分ごとに、事業の内容（種類及び規模など）に応じて、表3を参考に、環境に影響をもたらす可能性のある要因を抽出する。

事業に関連して建築物等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その行為についても、環境影響要因として抽出する。

表3 環境影響要因の例

区分	環境影響要因
工事	建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の影響
存在	土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、建築物等の存在
供用	施設関連車両の走行、駐車場の利用、人口の増加、施設の供用、歩行者の往来

なお、事業の実施等により、周辺事業と複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があると思定される場合には、事業及び周辺事業の内容（種類及び規模など）に応じて、複合的に環境に影響をもたらす要因（以下「複合環境影響要因」という。）を、表4を参考に抽出するものとする。

表4 複合環境影響要因の例

区分	環境影響要因
工事	建設機械の稼働の重複、工事用車両の走行の重複、複数の工事の影響
存在	一体的な土地利用及び地形の変化、一体的な緑の回復育成、複数の建築物等の存在
供用	施設関連車両の走行の重複、駐車場の利用の重複、地域全体の人口の増加、複数の施設の供用、地域全体の歩行者の往来

5 環境要素の選定

表1に掲げる環境要素のうちから、事業特性及び地域特性を勘案した上で、環境影響要因の区分に応じて、表5により、当該事業における環境要素を選定する。

表5 環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因			工事			存在			供用			
目標	分野	環境要素										
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー										
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物										
		産業廃棄物										
		建設発生土										
		フロン類										
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染										
		悪臭										
		ヒートアイランド現象										
	水	水質汚濁	公共用水域									
			地下水									
		底質汚染										
	土	土壌汚染										
		地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定									
		地盤	地下水位									
			地盤沈下、変状									
騒音・振動等	騒音											
	振動											
	低周波音											
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系										
		緑化（緑の質、緑の量）										
		人と自然とのふれあいの場										
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観										
		日照障害										
		テレビ受信障害										
		風害										
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）										
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等										
	地域社会	コミュニティ										
	交通混雑、交通安全											

事業種ごとに、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項を、別表1で例示した。この表を参考に、事業の内容や地域の状況等を勘案して環境要素を選定するものとする。

また、例示があるもののうち、当該事業において、環境要素として選定する必要がないと判断したものについては、その理由を明らかにする。

ただし、例示されている環境要素以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、当該事業において必要と判断される環境要素については、当該事業における環境要素として

選定するものとする。選択した環境要素について環境取組内容を示した上で、評価を実施する。

複合的に環境に影響をもたらす可能性がある一般的な事項を別表2に例示した。複合環境影響要因の抽出をおこなった事業者は、この表を参考に、事業の内容や周辺事業の状況等を勘案して環境要素を選定するものとする。

6 現況調査の内容の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮して、調査が必要な項目（以下「調査項目」という。）ごとに、現況調査の内容（現況調査の地域、地点、期間・時期、方法など）について表6及び第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的事項）を参考に検討する。

なお、複合環境影響要因を抽出した事業者は、周辺事業が環境影響評価手続の対象事業でない場合は、周辺事業の関係者への聞き取り調査その他の適切な方法により現況調査を行うものとし、対象事業である場合は、その環境影響評価及び事後調査の結果を併せて調査するものとする。

表6 現況調査に関する基本的事項

一般的事項	原則として最新の既存資料の整理、解析の方法によるものとするが、計画地及びその周辺の状況、事業の種類及び規模等を踏まえ、必要に応じて現地調査の方法により行うものとする。	
現況調査の内容に関する留意事項	(1) 地域	現況調査の地域は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとに環境影響をもたらす可能性があると考えられる地域を設定するものとする。
	(2) 地点	現況調査の地点は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
	(3) 期間・時期	現況調査の期間・時期は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる期間・時期を設定するものとする。この場合において、季節変動を把握する必要がある調査項目については、その季節変動に伴う現況を適切に把握することができる期間を確保するものとする。
	(4) 方法	現況調査の方法は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる方法を選定するものとする。

7 予測の内容の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮して、予測が必要な項目（以下「予測項目」という。）ごとに、予測の内容（予測の地域、地点、時期、方法など）について表7及び第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的事項）を参考に検討する。

また、複合環境影響要因を抽出した事業者は、事業及び周辺事業の内容（種類及び規模など）に応じて、予測の内容について検討する。

表7 予測に関する基本的事項

一般的事項	予測は、工事、存在及び供用のそれぞれの時期における環境影響について、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用、解析などの方法により、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。また、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数など予測に係る諸条件については、その設定根拠を明らかにするものとする。
予測の内容に関する留意事項 (1) 地域	予測の地域は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、現況調査の地域の内から、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる地域を設定するものとする。
(2) 地点	予測の地点は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
(3) 期間・時期	予測の時点（予測の対象とする時点）は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、存在及び供用時の定常状態及び工事の実施による影響が最大になる時点などについて、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる時点を設定するものとする。
(4) 方法	予測の方法は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる方法を選定するものとする。

8 環境影響評価提案書及び要約書の作成

1から7までの結果を踏まえて、第5章（提出図書の記載事項）を参照し、環境影響評価提案書（以下「提案書」という。）及び要約書を作成する。

これらの図書は、告示、閲覧の対象となるとともに、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者の意見を求めるための資料となることから、市民が理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。

特に要約書については、写真又は図表の使用、用語の説明、よくある質問と回答を記載するなど、市民がより一層理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。また、インターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

作成した提案書及び要約書は、内容を広く周知する観点から、全文を自社のホームページに掲載し、あわせて図書の内容の理解を促進するため、図書では表現しにくい視覚的な資料を掲載するなど、インターネットの特性を活かした情報提供を行うことが望ましい。

9 提案書意見交換会の実施

提案書の内容について、関係地域の住民と環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を交換するための意見交換会を開催する。開催に当たっては、開催日時及び場所等について、事前に多くの住民に周知することに努めるものとする。

第3章 環境影響評価の実施手順

意見交換会では、要約書を使用するなどわかりやすく説明するとともに、住民からの意見や質疑を受ける時間及び発言の機会を十分確保し、住民の意見に誠意を持って答えるものとする。

意見交換会の終了後、速やかに、その内容の報告書を作成する。

10 現況調査の実施

提案書に対する審査書に基づき、調査項目及び調査内容に検討を加え、現況調査を実施する。

11 予測の実施

提案書に対する審査書及び現況調査の結果を踏まえて、予測の内容に検討、修正を加え、予測を実施する。

12 評価の実施

現況調査及び予測の結果を踏まえ、第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的事項）に示す評価目標の達成について検討するとともに、予測項目ごとの環境影響が可能な限り回避され、若しくは低減されているものであるか、又は良好な環境の創造のための取組が可能な限り実施されているかについて検討することにより、評価を実施する。

13 環境取組内容の再検討

環境取組内容は、事業計画の立案の当初から検討されるものであるが、評価の結果、評価目標が達成されていない、又は可能な限りの取組が実施されていないと認める場合は、代替案の検討を含めて、環境取組内容を再検討し、その内容を明らかにするとともに、再度予測及び評価を実施する。

なお、提案書の提出段階で想定していなかった複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性がある周辺事業の実施が見込まれる場合には、その周辺事業の事業者と調整し、複合的な環境影響に関する可能な限りの環境取組内容を検討するものとする。

14 環境影響評価書案及び要約書の作成

9から13までの結果を踏まえて、第5章（提出図書の記載事項）を参照し、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及び要約書を作成する。

作成上の留意点については、8を参照すること。

15 評価書案意見交換会の実施

9と同じ要領により、評価書案の内容についての意見交換会を行う。

16 提案書及び評価書案に関する質問書に対する回答書の作成

提案書及び評価書案の内容についての質問書の写しを市長から送付を受けたときは、速やかに、当該質問書に対する回答書を作成し、市長に提出する。

回答書の作成に当たっては、写真又は図表の使用、用語の説明を記載するなど、市民がより一層理解しやすい表現方法を用いて、市民の疑問に答えられるものを作成するものとする。またインターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

質問書の内容は、事業者の説明が不足している部分であると捉え、回答書の送付だけでなく、意見交換会のほか多様な機会や媒体を使用するなど、多くの市民の疑問や懸念に誠意を持って答えることが望ましい。

17 事業者見解書の作成

評価書案意見交換会における意見に対する見解及び評価書案意見書等に対する事業者の見解をとりまとめ、第5章（提出図書の記載事項）を参照して事業者見解書を作成する。

事業者見解書は、告示、閲覧の対象となることから、市民が理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。また、インターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

18 環境影響評価書及び要約書の作成

評価書案意見交換会における意見及び評価書案意見書を尊重し、市長意見書に基づいて評価書案の記載事項に検討、修正を加え、第5章（提出図書の記載事項）を参照して、環境影響評価書（以下「評価書」という。）及び要約書を作成する。

作成上の留意点については、8を参照すること。

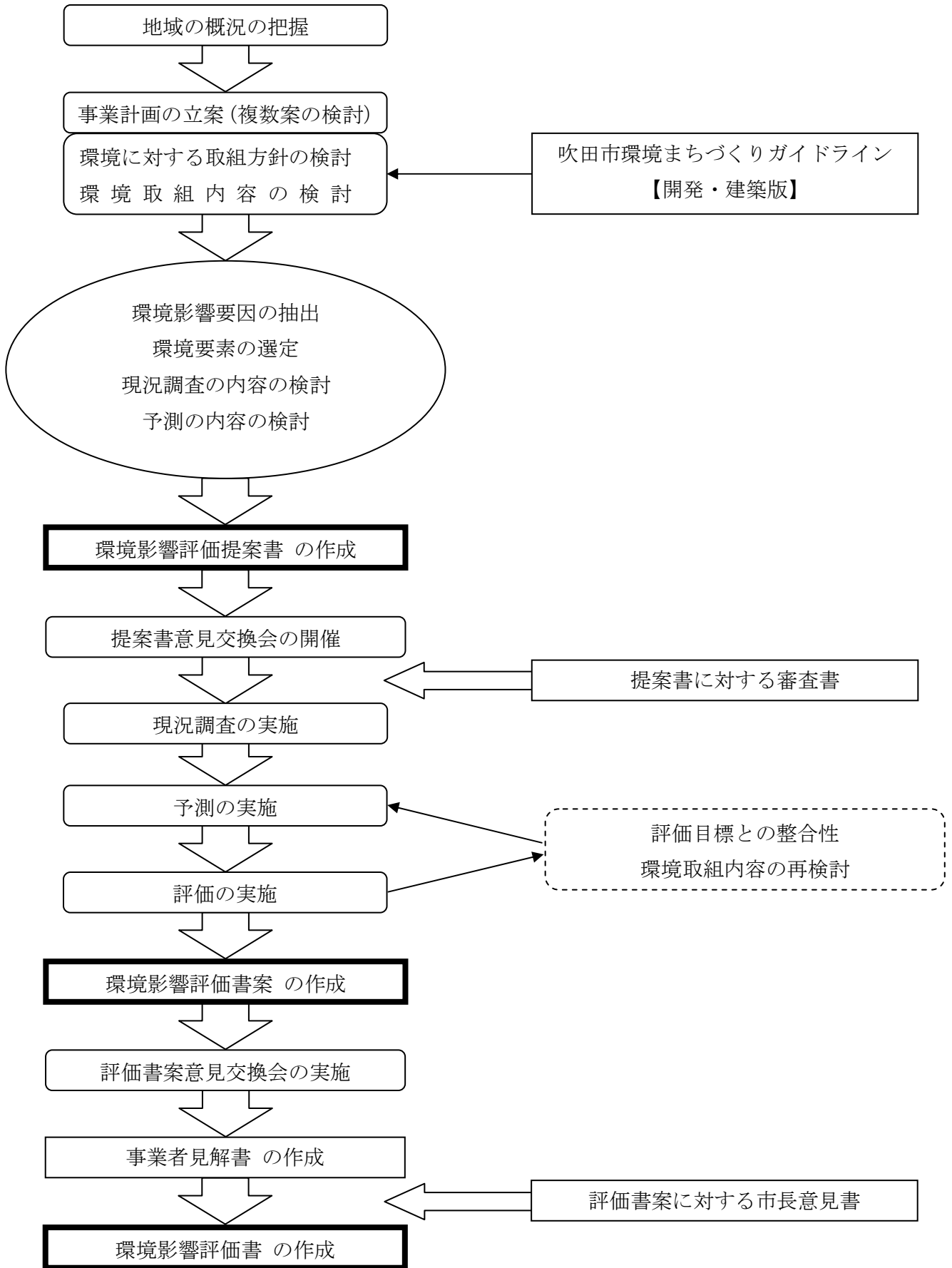


図1 環境影響評価の実施手順

別表1 事業別の標準的な環境影響要因・環境要素関連表

1 開発行為

環境影響要因			工事			存在			供用				
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	土地利用及び地形の変化	緑の回復育成						
目標	分野	環境要素											
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー											
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物											
		産業廃棄物			○								
		建設発生土			○								
		フロン類			○								
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○									
		悪臭			○								
		ヒートアイランド現象				○	○						
	水	水質汚濁	公共用水域			○							
			地下水			○							
		底質汚染											
	土	土壌汚染			○								
		地形、地質	土砂流出、崩壊			○							
			斜面安定			○							
	地盤	地下水位											
地盤沈下、変状													
騒音・振動等	騒音	○	○										
	振動	○	○										
	低周波音												
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○						
		緑化（緑の質、緑の量）					○						
		人と自然とのふれあいの場			○	○	○						
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観				○	○						
		日照障害											
		テレビ受信障害											
		風害											
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○								
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等											
	地域社会	コミュニティ			○								
		交通混雑、交通安全			○								

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

2 住宅団地の建設

環境影響要因			工事			存在		供用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用
目標	分野	環境要素									
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○	○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物						○			
		産業廃棄物		○							
		建設発生土		○							
		フロン類		○							
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○						○	○
		悪臭			○						
		ヒートアイランド現象				○	○		○	○	
	水	水質汚濁			○						
		公共用水域 地下水			○						
		底質汚染									
	土	土壌汚染			○						
		地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定			○					
		地盤	地下水位 地盤沈下、変状			○					
	騒音・振動等	騒音		○	○						○
振動			○	○						○	
低周波音											
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○				
		緑化（緑の質、緑の量）				○					
		人と自然とのふれあいの場			○	○					
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観				○	○				
		日照障害					○				
		テレビ受信障害					○				
		風害					○				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○						
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等									
	地域社会	コミュニティ			○				○		
	交通混雑、交通安全			○				○	○	○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

3 商業施設の建設

環境影響要因	工事			存在		供用				
	建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の稼働	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来
目標	分野	環境要素								
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー				○	○		○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物				○				○
		産業廃棄物		○		○				
		建設発生土		○						
		フロン類		○						
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					○	○
		悪臭			○			○		
		ヒートアイランド現象				○	○		○	○
	水	水質汚濁	公共用水域			○				
		地下水				○				
		底質汚染								
	土	土壌汚染			○					
		地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定			○				
						○				
		地盤	地下水位 地盤沈下、変状							
騒音・振動等	騒音		○	○			○	○	○	○
	振動		○	○			○		○	
	低周波音					○	○			
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○		○		
		緑化（緑の質、緑の量）				○				
		人と自然とのふれあいの場			○	○				
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○			
		日照障害					○			
		テレビ受信障害					○			
		風害					○			
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○					
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等						○		
	地域社会	コミュニティ			○					
	交通混雑、交通安全		○					○	○	○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

4 運動・レジャー施設の建設

環境影響要因	工事			存在		供用				
	建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の稼働	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来
目標	分野	環境要素								
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー					○	○	○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物					○			○
		産業廃棄物		○			○			
		建設発生土		○						
		フロン類		○						
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					○	○
		悪臭			○			○		
		ヒートアイランド現象				○	○		○	○
	水	水質汚濁 公共用水域			○					
		地下水			○					
		底質汚染								
	土	土壌汚染			○					
		地形、地質 土砂流出、崩壊 斜面安定			○					
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状			○					
	騒音・振動等	騒音	○	○				○	○	○
振動		○	○				○		○	
低周波音							○	○		
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○			
		緑化（緑の質、緑の量）				○				
		人と自然とのふれあいの場			○	○				
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○			
		日照障害					○			
		テレビ受信障害					○			
		風害					○			
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○					
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等						○		
	地域社会	コミュニティ			○					
	交通混雑、交通安全		○					○	○	○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

5 廃棄物処理施設の設置

環境影響要因			工事		存在		供用					
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	排ガスの排出	排水の排出	廃棄物の貯留	施設関連車両の走行
目標	分野	環境要素										
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							○			○
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物							○			
		産業廃棄物		○					○			
		建設発生土		○								
		フロン類		○								
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					○	○		○
		悪臭			○				○	○		○
		ヒートアイランド現象				○	○					○
	水	水質汚濁 公共用水域			○						○	
		地下水			○						○	
		底質汚染									○	
	土	土壌汚染			○				○	○		
		地形、地質 土砂流出、崩壊 斜面安定			○							
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状							○	○		
		騒音・振動等	騒音	○	○					○		○
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○		○	○	○			
		緑化（緑の質、緑の量）					○					
		人と自然とのふれあいの場			○		○					
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観					○	○				
		日照障害						○				
		テレビ受信障害							○			
		風害							○			
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○							
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等							○		○	
地域社会	コミュニティ			○								
		交通混雑、交通安全		○							○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

6 終末処理場の建設

環境影響要因			工事			存在		供用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	排水の排出	施設関連車両の走行	
目標	分野	環境要素									
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							○	○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物							○		
		産業廃棄物			○				○		
		建設発生土			○						
		フロン類			○						
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					○	○	
		悪臭			○				○		
		ヒートアイランド現象				○	○			○	
	水	水質汚濁	公共用水域			○				○	
			地下水			○				○	
		底質汚染								○	
	土	土壌汚染			○					○	
		地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定			○					
			地盤	地下水位 地盤沈下、変状							○
		騒音・振動等	騒音	○	○					○	○
	振動		○	○					○	○	
	低周波音								○		
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○		○		
		緑化（緑の質、緑の量）				○					
		人と自然とのふれあいの場			○	○					
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○				
		日照障害					○				
		テレビ受信障害					○				
		風害					○				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○						
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等							○		
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全			○					○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

7 工場又は事業場の建設

環境影響要因	工事			存在		供用					
	建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	排ガスの排出	排水の排出	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の稼働	
目標	分野	環境要素									
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー				○			○	○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物				○					
		産業廃棄物		○		○					
		建設発生土		○							
		フロン類		○							
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○			○	○	○		
		悪臭			○		○	○			
		ヒートアイランド現象				○	○			○	○
	水	水質汚濁 公共用水域			○				○		
		地下水			○				○		
		底質汚染							○		
	土	土壌汚染			○			○	○		
		地形、地質 土砂流出、崩壊 斜面安定			○						
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状						○	○		
		騒音・振動等	騒音	○	○			○		○	○
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○				
		緑化（緑の質、緑の量）				○					
		人と自然とのふれあいの場			○	○					
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○				
		日照障害					○				
		テレビ受信障害					○				
		風害					○				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○						
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等						○			
地域社会	コミュニティ			○							
		交通混雑、交通安全		○					○		

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

8 道路の建設

環境影響要因			工事			存在			供用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	平面・掘削構造	地下構造	高架又は盛土構造	自動車の走行	換気塔の供用	休憩所等の供用	
目標	分野	環境要素										
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー									○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物									○	
		産業廃棄物		○								
		建設発生土		○								
		フロン類		○								
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○						○	○	
		悪臭			○							
		ヒートアイランド現象				○	○					
	水	水質汚濁			○							○
		公共用水域 地下水			○							
		底質汚染										
	土	土壌汚染			○							
		地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定			○						
		地盤	地下水位 地盤沈下、変状					○				
	騒音・振動等	騒音		○	○							○
振動			○	○							○	
低周波音											○	
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○		○	○	○			
		緑化（緑の質、緑の量）					○					
		人と自然とのふれあいの場			○		○	○				
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観					○	○				
		日照障害						○				
		テレビ受信障害						○				
		風害						○				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○							
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等										
	地域社会	コミュニティ			○		○	○				
	交通混雑、交通安全			○						○		

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

9 鉄道又は軌道の建設

環境影響要因			工事			存在					供用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	平面・掘割構造	地下構造	高架又は盛土構造	駅舎の存在	車両基地の存在	列車の走行	駅舎の供用	車両基地の供用	
目標	分野	環境要素												
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー											○	
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物											○	○
		産業廃棄物			○								○	○
		建設発生土			○									
		フロン類			○									
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○										
		悪臭			○									
		ヒートアイランド現象				○		○	○	○	○			
	水	水質汚濁 公共用水域			○									○
		地下水			○									
		底質汚染												
	土	土壌汚染			○									○
		地形、地質 土砂流出、崩壊 斜面安定			○									
		地盤 地下水位						○						
		地盤沈下、変状												
騒音・振動等	騒音	○	○									○	○	○
	振動	○	○									○	○	
	低周波音											○		
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○		○	○	○	○	○			
		緑化（緑の質、緑の量）					○							
		人と自然とのふれあいの場			○			○	○	○				
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観					○		○	○	○			
		日照阻害							○	○				
		テレビ受信障害							○	○			○	
		風害							○	○				
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○									
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等												
	地域社会	コミュニティ			○		○		○		○			
交通混雑、交通安全			○										○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

別表2 複合環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因	工事			存在			供用				
	建設機械の稼働の重複	工事用車両の走行の重複	複数の工事の影響	一体的な土地利用及び地形の変化	一体的な緑の回復育成	複数の建築物等の存在	施設関連車両の走行の重複	駐車場の利用の重複	地域全体の人口の増加	複数の施設の供用	地域全体の歩行者の往来
目標	分野	環境要素									
エネルギーを適正に利用できる 低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー									
資源を有効に利用する 社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物									
		産業廃棄物									
		建設発生土									
		フロン類									
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○				○	○	○	
		悪臭			○						○
		ヒートアイランド現象				○	○				
	水	水質汚濁 公共用水域									
		地下水									
			底質汚染								
	土	土壌汚染									
		地形、地質 土砂流出、崩壊 斜面安定									
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状									
	騒音・振動等	騒音	○	○					○	○	○
振動		○	○					○		○	
低周波音										○	
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○				○
		緑化（緑の質、緑の量）					○				
		人と自然とのふれあいの場			○	○					
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○	○			
		日照障害						○			
		テレビ受信障害							○		
		風害							○		
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）									
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等									
	地域社会	コミュニティ			○					○	
交通混雑、交通安全			○					○	○	○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業及び周辺事業において複合的に環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

第4章 事後調査の実施手順

1 評価書案の作成段階での事後調査の方針の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況、予測及び評価の結果、環境取組内容の内容などを考慮して、事後調査を行う項目（以下「事後調査項目」という。）を予測項目の内から選定するなど、事後調査の方針について検討を行う。

なお、予測項目の内から除外した事後調査項目がある場合は、その除外した理由を明らかにする。

2 評価書の作成段階での事後調査の方針の検討、修正

評価書案意見交換会における意見及び評価書案意見書を尊重し、市長意見書に基づいて、事後調査の方針について検討、修正を加え、事後調査項目を決定する。

3 事後調査計画書の作成

評価書で選定した事後調査項目ごとに、事後調査の内容（事後調査の地域、地点、期間・時期、方法など）及び環境取組内容の実施状況の確認方法（確認時期、方法など）について、表8を参考に検討し、第5章（提出図書の記載事項）を参照して事後調査計画書を作成する。

表8 事後調査に関する基本的事項

一般的事項	事後調査は、環境調査（対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を把握するため、対象事業等の実施区域及びその周囲の環境の状況について把握する調査）及び発生源調査（環境影響を明らかにする上で必要な施設等の稼働状況などについて把握する調査）により行うものとする。	
事後調査の内容に関する留意事項	(1) 地域	原則として予測の地域とする。
	(2) 地点	予測の結果を考慮して、対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
	(3) 期間・時期	対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる期間・時期を設定するものとする。
	(4) 方法	対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる方法を選定するものとする。

4 事後調査の実施

事後調査計画書に基づき、工事、存在及び供用についてそれぞれの時期に事後調査を実施する。その際に、新たに実施される見込みのある周辺事業の有無について調査を行うものとする。

あわせて、環境取組内容の実施状況を確認するものとする。

第4章 事後調査の実施手順

5 事後調査の結果の検討

事後調査の結果、評価目標の達成を困難にする環境影響が認められた場合は、原因の究明を行う。この結果、事業に起因することが判明した場合は、環境取組内容の強化を図るものとする。

なお、環境影響評価において想定していなかった複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性がある周辺事業の実施が見込まれる場合には、その周辺事業の事業者と調整し、複合的な環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めるものとする。

6 事後調査報告書の作成

4及び5の結果を踏まえて、事後調査報告書を作成する。

7 環境取組内容の追加実施

事後調査報告書の審査の結果、市長から追加の取組を講ずるよう指導又は勧告された場合は、その内容を実施するものとする。

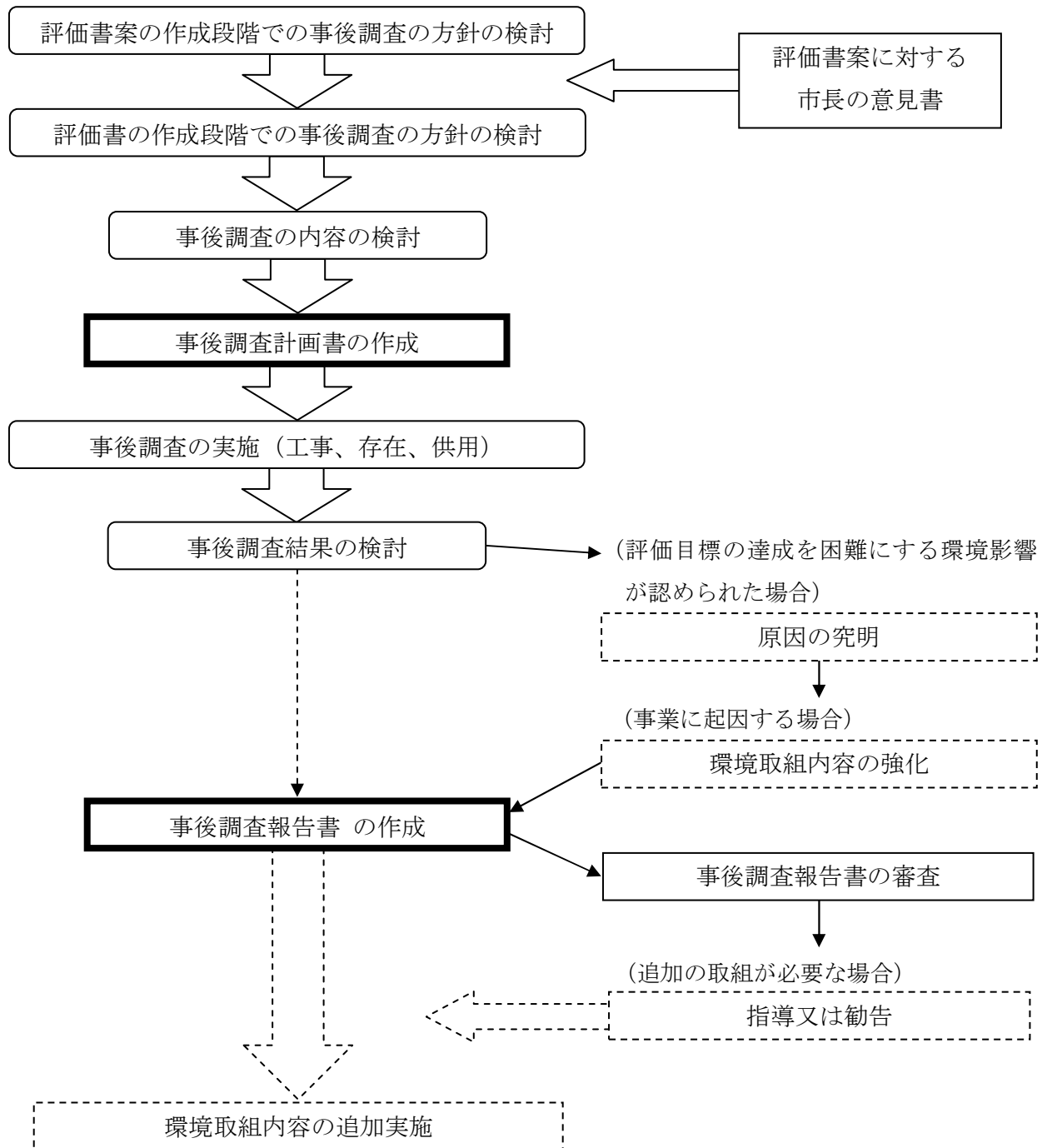


図2 事後調査の実施手順

第5章 提出図書の記載事項

1 環境影響評価提案書

提案書の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「氏名又は名称等」という。）

(2) 事業者の環境に対する取組方針

事業者の組織理念に基づく環境への取組に関する基本方針を記載する。

(3) 事業の名称、目的及び内容

事業の内容については、事業の種類、規模、実施場所、環境影響要因（工事、存在、供用）の概要などを記載する。また、これとあわせて、関連事業の内容についても記載する。

なお、施設等の配置、構造など、複数の事業計画の案を比較検討した場合は、その検討結果も記載する。

(4) 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

地域の概況については、第3章の1の結果に基づき記載する。

(5) 当該事業における環境に対する取組方針

(2)の事業者の環境に対する取組方針を踏まえ、(4)の概況を考慮の上、事業を実施するに当たっての環境への取組についての事業者の考え方を記載する。

(6) 当該事業における環境取組内容

標準取組事項をもとに、事業を実施するにあたり実施する具体的な取組内容を検討結果と併せて記載する。

また、標準取組事項の内、実施しない事項がある場合は、実施しない理由についても記載する。

(7) 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

環境要素については、第3章の5の結果に基づき、表5を用いて記載する。なお、別表1で例示する環境要素から除外又は追加した要素がある場合は、その除外又は追加した理由を記載する。

調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点については、第3章の6及び7の結果に基づき、環境要素ごとに現況調査の内容及び予測の内容を記載する。なお、調査項目又は予測項目から除外した場合は、その理由についても記載する。

(8) その他の事項

環境影響評価の実施において必要とする資料及びその他参考になる事項があれば、併せて記載する。

2 意見交換会報告書

意見交換会報告書の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 事業の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者数

(5) 配付資料

当日配付した資料の資料名を記載し、資料を報告書に添付して提出する。

(6) 意見交換会の概要

当日の進行内容、所要時間、質疑の内容等を記載する。

(7) 意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

意見交換会の場において述べられた関係地域の住民による環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見の概要と、これに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。なお、この報告書に記載する事業者の見解は、あくまでも意見交換会の場において述べた内容について記載する。

3 環境影響評価書案

評価書案の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 事業者の氏名又は名称等

(2) 事業者の環境に対する取組方針

(3) 事業の名称、目的及び内容

1の(3)で記載した内容に検討を加えて記載する。

(4) 当該事業における環境に対する取組方針

1の(5)で記載した内容に検討を加えて記載する。

(5) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

提案書に対する質問書の概要とこれに対する事業者の回答とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(6) 提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

提案書意見交換会の場において述べられた関係地域の住民による環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見の概要と、これに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。評価書案に記載する事業者の見解は、意見交換会の場において述べることができなかつた内容についても整理の上記載する。

(7) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

提案書について環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者の意見書の概要とこれに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(8) 審査書内容及びこれに対する事業者の見解

審査書の内容とこれに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(9) 環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況

1の(4)で記載した内容に検討を加えて記載する。

(10) 当該事業における環境取組内容

1の(6)で記載した内容に検討を加えて記載する。

(11) 環境要素並びに調査、予測及び評価の方法

環境要素については、第3章の5の結果に基づき、表5を用いて記載する。

調査、予測及び評価の方法については、第3章の10から12までの結果に基づき、環境要素ごとに記載する。

第5章 提出図書の記載事項

(12) 環境影響評価の結果

第3章の10から12までの結果に基づき、現況調査の結果、予測の結果、評価の結果を記載する。

また、第3章の13の結果に基づき、環境取組内容を追加する場合は、その検討の経過及び取組の内容などを記載する。

(13) 事後調査の実施に関する事項

第4章の1の結果に基づき、事後調査の方針を記載する。なお、予測項目の内から除外した事後調査項目がある場合は、その除外した理由を記載する。

(14) 委託先の氏名又は名称等

環境影響評価及び事後調査の全部又は一部の実施を他に委託した場合は、その者の氏名又は名称等を記載する。

(15) その他の事項

環境影響評価の実施において必要とする資料及びその他参考になる事項があれば、併せて記載する。

4 事業者見解書

事業者見解書の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 事業者の氏名又は名称等

(2) 事業者の環境に対する取組方針

(3) 事業の名称、目的及び内容

(4) 当該事業における環境に対する取組方針

3の(4)で記載した内容に検討を加えて記載する。

(5) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

評価書案に対する質問書の概要とこれに対する事業者の回答とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(6) 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案意見交換会の場において述べられた意見の概要と、これに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。なお、事業者見解書に記載する事業者の見解は、意見交換会の場において述べることができなかつた内容についても整理の上記載する。

(7) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案について環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者の意見書の概要とこれに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(8) その他の事項

参考になる事項があれば、併せて記載する。

5 環境影響評価書

評価書の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 評価書案に記載した事項

評価書案に記載した内容に検討を加えて記載する。

(2) 事業者見解書の(5)で記載した事項

4の(5)で記載した内容を記載する。

(3) 事業者見解書の(6)で記載した事項

4の(6)で記載した内容を記載する。

(4) 事業者見解書の(7)で記載した事項

4の(7)で記載した内容を記載する。

(5) 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

市長意見書の内容とこれに対する事業者の見解とが対比できるよう、分かりやすく記載する。

(6) その他の事項

環境影響評価の実施において必要とする資料及びその他参考になる事項があれば、併せて記載する。

6 事後調査計画書

事後調査計画書の記載事項は、次の事項を基本とする。なお、評価書と合冊してもよい。

(1) 事業者の氏名又は名称等

(2) 事業の名称及び実施場所

(3) 事業に係る工事の工程及び供用予定時期

(4) 事後調査の内容

第4章の2の結果に基づき、事後調査項目ごとに記載する。

(5) 当該事業における環境取組の実施状況の確認方法

評価書に記載した環境取組内容ごとに確認時期及び方法を記載する。

(6) 委託先の氏名又は名称等

事後調査の全部又は一部の実施を他に委託する場合は、その者の氏名又は名称等を記載する。

(7) 事後調査報告書の提出予定時期

工事、存在及び供用について、それぞれ提出する事後調査報告書の提出予定年月を記載する。

(8) その他の事項

事後調査の実施において必要とする資料及びその他参考になる事項があれば、併せて記載する。

7 事後調査報告書

事後調査報告書の記載事項は、次の事項を基本とする。

(1) 事業者の氏名又は名称等

(2) 事業者の環境に対する取組方針

評価書で記載した内容を記載する。

(3) 事業の名称及び実施場所

(4) 当該事業における環境に対する取組方針

評価書で記載した内容を記載する。

(5) 事後調査の結果

第5章 提出図書の記載事項

第4章の4の結果に基づき、事後調査項目ごとに事後調査の結果を評価目標及び予測の結果と比較検討できるよう整理して記載する。

また、第4章の5の結果に基づき、原因の究明を行うこととするに至った場合は、その検討の経過及び原因の究明の結果などを記載し、環境取組内容の強化を図ることとするに至った場合は、その検討の経過及び取組の内容などを記載する。

(6) 当該事業における環境取組内容の実施状況

評価書で記載した取組内容の具体的な実施内容を詳細に記載する。

(7) 委託先の氏名又は名称等

事後調査の全部又は一部の実施を他に委託した場合は、その者の氏名又は名称等を記載する。

(8) その他の事項

事後調査実施において必要とする資料及びその他参考になる事項があれば、併せて記載する。

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項

6-1 温室効果ガス、エネルギー

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量並びにその削減の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 原単位の把握

事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位

イ 対策の実施状況

事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(ア) 事業の実施等に伴い、温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄又は移設する場合には、廃棄又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等

(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性

(ウ) 温室効果ガスを排出する既存の施設の状況

オ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況等の地域特性を有する事項については、事業計画地及びその周辺とする。

(3) 調査方法等

最新の既存資料の整理、解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した地域内のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 関係法令等による基準等

(2) 吹田市が策定している計画等

(3) その他の科学的知見

4 予測手法

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（2 廃棄物等）

(1) 予測項目

温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量並びにそれらの削減の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、計画地とする。

イ 予測時期

事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、供用時の燃料及び電気の使用量、冷暖房設備等の設置の状況、廃棄物の焼却処理量等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減するための取組及びエネルギーの使用量を削減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、環境取組内容及び評価目標を勘案して、温室効果ガスの排出量の削減の程度及びエネルギー使用量の合理化の程度について、その妥当性を明らかにする。

6-2 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン類）

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う廃棄物、建設発生土又はフロン類（以下「廃棄物等」という。）の量とその種類並びに排出の抑制の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 廃棄物等の状況

(7) 廃棄物の状況

- a 地域における廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況並びに中間処理施設及び最終処分場の状況
- b 地域における廃棄物のリサイクルの状況

(i) 建設発生土の状況

再利用の状況、処分場の状況

(ウ) フロン類の状況

回収の状況、破壊の状況

イ 地形、地質の状況

ウ 土地利用の状況

エ 利水等の状況

オ 撤去建築物等の状況

カ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法等

ア 廃棄物等の状況

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した廃棄物等の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 廃棄物等の発生抑制、再利用等により、最終処分量を最小限に止める水準
- (2) 廃棄物等の処理体制が、最終処分等まで適正に確保される水準
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の実施等に伴う廃棄物等の発生量又は排出量及び処理・処分方法とし、廃棄物等の種類ごとに予測する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、計画地とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(i) 供用時

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（3 大気汚染）

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

施工計画、廃棄物処理計画、建設発生土の再利用計画その他必要な事項

b 供用時

生産工程、ごみ保管施設計画、廃棄物処理計画その他必要な事項

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 発生量・排出量

(a) 発生原単位又は排出原単位から推定する方法

(b) 事業計画の内容から推定する方法

(c) 類似事例から推定する方法

(d) その他適切な方法

b 処理・処分方法

(a) 事業計画の内容から推定する方法

(b) 類似事例から推定する方法

(c) その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、廃棄物等の再利用、排出の抑制等の取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等に伴う廃棄物等の発生量と処理内容の妥当性について明らかにする。

6-3 大気汚染

1 環境影響評価の対象

事業の実施等が、大気質にもたらすと予想される地域への影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 大気汚染の状況

事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質の濃度及びその変動の状況

イ 気象の状況

風向、風速、気温、日射量、放射収支量、雲量等

ウ 地形及び地物の状況

大気汚染物質の移流、拡散等に影響をもたらす可能性のある地形、地物など

エ 土地利用の状況

オ 発生源の状況

カ 自動車交通量等の状況

車種別交通量、車速、道路構造等の状況

キ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により大気汚染の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 大気汚染の状況

(ア) 調査地点

事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

年間の大気汚染の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として、最新の既存資料の整理、解析の方法によるものとするが、計画地及びその周辺の状況、事業の種類及び規模などを踏まえ、必要に応じて現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域・調査地点

大気汚染の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る地域、地点を設定する。なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間・調査時期

気象の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」（気象庁）、「高層気象観測指針」（気象庁）又はこれらに準ずる方法による。

ウ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（3 大気汚染）

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の大気汚染の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 環境基準又は吹田市環境基本計画に基づく環境目標
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) 大気汚染の状況に著しい影響をもたらさない水準
- (4) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の実施等により大気汚染の状況に変化を与える物質の濃度若しくは飛散し、若しくは降下する量又はその程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、対象となる大気汚染の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として、工事に起因する汚染物質排出量が最大となる時期とする。

(イ) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

(a) 建設機械の配置、汚染物質排出量、稼働条件、その他必要な事項

(b) 工事用車両の走行ルート、汚染物質排出量、稼働条件、その他必要な事項

b 供用時

(a) 固定発生源

汚染物質排出量、排出ガス量、稼働条件、煙源条件、その他必要な事項

(b) 移動発生源

汚染物質排出量、交通計画、道路構造、その他必要な事項

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 理論計算式による方法

b 模型実験による方法

c 類似事例から推定する方法

- d 野外拡散実験による方法
- e その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、大気質にもたらす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が大気質にもたらす影響について明らかにする。

6-4 悪臭

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う悪臭が、日常生活に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 悪臭の状況

大気中の悪臭物質の濃度や臭気指数（以下、「悪臭物質の濃度等」という。）を調査するとともに、悪臭に係る苦情の発生状況等を把握する。

イ 気象の状況

悪臭物質の移流、拡散等に影響をもたらす風向、風速、気温、日射量、放射収支量、雲量等を調査する。

ウ 地形及び地物の状況

エ 土地利用の状況

オ 悪臭物質の発生源の状況

カ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

事業の実施等により悪臭の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 悪臭の状況

(イ) 調査地点

事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(ロ) 調査期間・調査時期

気象の状況等を考慮して、悪臭の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（4 悪臭）

（ウ）調査方法

現地調査の方法を基本とする。現地調査は、公的機関が定めた方法、関係法令に基づく方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、既存資料がある場合は、最新資料の整理、解析の方法による。

イ 気象の状況

（ア）調査地域・調査地点

悪臭物質の濃度等の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る地域及び地点を設定する。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

（イ）調査期間・調査時期

悪臭物質等の濃度等の予測、評価を行うために必要な期間・時期とする。

（ウ）調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」（気象庁）、「高層気象観測指針」（気象庁）又はこれらに準ずる方法による。

ウ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の悪臭の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 関係法令等による基準
- (2) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、影響要因の区分に応じて、悪臭物質の濃度等及びその出現頻度のうちから必要なものを選択する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地域を勘案し、対象となる悪臭の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

（ア）工事中

原則として、工事に起因する悪臭物質の濃度等が最大となる時期とする。

（イ）供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

（ア）予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

悪臭を発生する作業の範囲、悪臭物質排出量、作業条件その他必要な事項

b 供用時

悪臭物質排出量、臭気指数、排出ガス量、稼働条件、排出方法その他必要な事項

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組合せて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 理論計算式による方法

b 類似事例から推定する方法

c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、悪臭が周辺の生活環境にもたらす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等に伴う悪臭が日常生活にもたらす影響について明らかにする。

6-5 ヒートアイランド現象

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う土地被覆の変化、人工排熱量の変化、排熱に占める顕熱・潜熱の割合の変化、蓄熱量の変化、建物の密集度の変化等が、周辺地域の気温にもたらす影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる事項のうちから必要なものを選択する。

ア 気温の状況

イ 土地被覆の状況

緑被の状況、建物の状況など

ウ 人工排熱の状況

建物排熱、自動車排熱など

エ 周辺建築物の状況

建物容積率、建ぺい率、天空率など

オ 地形等の状況

カ 土地利用の状況

キ 地域の風の状況

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法等

ア 気温の状況

(ア) 調査地点

事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

ヒートアイランド現象を適切に把握し得る十分な期間とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査結果及び地域の特性を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 地域におけるヒートアイランド現象を緩和させるため、その原因（人工排熱の増加、顕熱・排熱の増加、蓄熱量の増加、土地被覆の人工化、都市形態の高密度化）を削減させること

(2) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 地域における土地被覆の変化の内容及び程度

イ 地域における人工排熱の変化の内容及び程度

ウ 地域における建物の密集度の変化の内容及び程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、原則として計画地とする。

イ 予測時期

事業に係る工事の完了後、事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から建築計画、造成計画、土地利用計画、緑化計画、交通動線計画等について予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模及び地域の特性を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a 事業計画の内容から推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、ヒートアイランド現象の原因（人工排熱の増加、顕熱・排熱の増加、蓄熱量の増加、土地被覆の人工化、都市形態の高密度化）を削減させ、地域におけるヒートアイランド現象を緩和させるための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等がヒートアイランド現象にもたらす影響について明らかにする。

6-6 水質汚濁（公共用水域、地下水）、底質汚染

1 環境影響評価の対象

事業の実施等が、水質又は底質（以下「水質等」という。）に影響をもたらすと予想される河川、海域等の公共の用に供される水域又は地下水の帯水層の範囲並びにそれらに対する影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 水質等の状況

(ア) 公共用水域の水質汚濁の状況

公共用水域の水質汚濁に係る物質等のうち、事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質等の公共用水域中の濃度及びその変動の状況

(イ) 公共用水域の底質の状況

公共用水域の底質汚染に係る物質のうち、事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質の底質中の濃度及びその変動の状況

(ウ) 地下水の水質汚濁の状況

地下水の水質汚濁に係る物質のうち、事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質の地下水中の濃度及びその変動の状況

イ 水域の状況

次に掲げる事項のうちから、水質等の予測及び評価に必要なものを選択する。

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（6 水質汚濁）

(7) 河川の状況

- a 流量、流速、流出入水量、流達する時間率等の流況及び自浄能力
- b 河川の形態

(4) 地下水の状況

- a 地下水の水位
- b 地下水の流動

ウ 気象の状況

エ 地形、地質及び工作物の状況

オ 土地利用の状況

カ 利水等の状況

キ 発生源の状況

ク 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により水質等の状況に影響をもたらすと想定される公共用水域又は地下水の帯水層とする。

(3) 調査方法等

ア 水質等の状況

(7) 公共用水域の水質

a 調査地点

調査地点は、「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に掲げる方法に準拠し、水質汚濁物質等の濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査期間及び頻度

公共用水域の水質汚濁物質等の濃度等の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

c 調査方法

原則として、調査範囲内の水質汚濁の状況を把握できる地点の1年以上にわたる既存の調査結果を整理、解析する方法による。

なお、調査結果が不足する場合には、調査範囲内において現地調査を行うものとする。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

(4) 公共用水域の底質

a 調査地点

「底質調査方法について」（昭和63年環水管第127号）に掲げる方法に準拠し、水質汚濁物質等の濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査期間及び頻度

公共用水域の底質の水質汚濁物質等の濃度等の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

c 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、公的

機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

(ウ) 地下水の水質

a 調査地点

地下水の流動を考慮して水質汚濁物質等の濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査期間及び頻度

地下水の水質汚濁物質濃度等の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

c 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 水域の状況

(ア) 調査地点

水質の変化の予測を行うために必要な水域の状況を適切に把握し得る地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

水質の変化の予測を行うために必要な水域の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

(ウ) 調査方法

原則として、調査範囲の水域特性を把握できる地点の1年以上にわたる既存の調査結果を整理、解析する。

なお、既存の調査結果が不足する場合には、調査範囲内において現地調査を行うものとする。現地調査を行う場合は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）又はこれらに準ずる方法による。

ウ 気象の状況

(ア) 調査期間

「ア 水質等の状況」を調査する期間に準ずる。

(イ) 調査地点

「ア 水質等の状況」を調査する調査地点を考慮した地点とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法に準拠する。

エ その他の調査項目

(ア) 調査地域

「ア 水質等の状況」の調査地域に準ずる。

(イ) 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域の水質等の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 環境基準又は吹田市環境基本計画に基づく環境目標

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（6 水質汚濁）

- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の実施等により水質等の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、対象となる水質等の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

予測の対象時期は、次に掲げる時期のうち必要な時期とする。

(ア) 工事中

事業に係る工事中の代表的な時期とする。

(イ) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、工事中及び供用時における汚濁物質排出量、稼働条件、排水口条件等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 数理モデルを用いた予測式による方法
- b 水理模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、水質等にもたらす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が水質等にもたらす影響について明らかにする。

6-7 土壌汚染

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う汚染物質の排出又は汚染された土壤の掘削、移動等により、土壤に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模、地域の概況並びに過去の土地利用の経緯を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地歴の状況

事業が予定されている地域の過去の土地利用、土壤汚染に係る物質による汚染土壤が存在する可能性の状況

イ 土壤汚染の状況

土壤汚染に係る物質のうち、「ア 地歴の状況」の調査の結果により、土壤汚染のおそれが明らかでないものを除く物質の土壤中の濃度等

ウ 地下水の状況

土壤汚染の解析に必要な地下水の分布、規模、水位、流動等の状況及び「イ 土壤汚染の状況」で調査の対象とする物質の地下水中の濃度

エ 地形、地質等の状況

土壤汚染の解析に必要な地形、地質及び工作物等の状況

オ 利水等の状況

カ 土壤汚染の発生源の状況

キ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

ア 地歴の状況

調査地域は、事業が予定されている地域全体とする。

イ 土壤汚染の状況

調査地域は、事業の実施等により土壤に影響をもたらすと予想される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 地歴の状況

過去の土地利用図、履歴等の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて関係者等へのヒアリング等で補完する。

イ 土壤汚染の状況

(ア) 調査地域・調査地点

土壤中の対象物質の濃度分布状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

土壤汚染の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 地下水の状況

(7) 調査地域・調査地点

「イ 土壌汚染の状況」の調査地域・調査地点に準ずる。

(4) 調査期間・調査時期

地下水の状況は、年間の変化を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

a 地下水の分布、規模、水位、流動等は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(a) 地下水位は、既存井戸又は観測井等を利用し、地下水位の空間的分布や経時的状態等を把握する。

(b) 地下水の流動は、トレーサーや流向・流速計による方法などのうちから、地域の地形や地質構造等に応じて適切な方法を選択する。

b 地下水中の濃度は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

エ その他の調査項目

(7) 調査地域

「イ 土壌汚染の状況」の調査地域に準ずる。

(4) 調査方法

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の土壌汚染の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 環境基準又は吹田市環境基本計画に基づく環境目標
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

土壌汚染に係る物質で、事業の実施等により、土壌の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、対象となる土壌汚染の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(4) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

建設発生土の量と質、建設発生土の処理・処分方法その他必要な事項

b 供用時

土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量その他必要な事項

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、土壌汚染の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 類似事例から推定する方法

b 土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量と土壌汚染の状況等から予測する方法

c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、土壌にもたらす影響を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が土壌にもたらす影響について明らかにする。

6-8 地形、地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）

1 環境影響評価の対象

事業の実施等が、地形、地質の安定性に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地形、地質の状況

(ア) 地形の状況

地形区分、地層の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生危険箇所及び断層の状況

(イ) 地質の状況

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（8 地形、地質）

地質の種類、分布及び軟弱層等の状況、粘着力、内部摩擦角、粒度分布、単位体積重量等の地盤定数

- イ 過去の災害等の状況
- ウ 降水量の状況
- エ 地下水及び湧水の状況
- オ 植生の状況
- カ 土地利用の状況
- キ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により地形、地質の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 地形、地質の状況

(7) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容を考慮して設定する。

(4) 調査方法

既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、次に掲げるもののうちから、調査により判明した周辺地域等の地形、地質の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地形、地質の安定性が確保される水準
- (2) 斜面の安定性が確保されること
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

ア 土砂流出、崩壊

事業の実施等による、斜面における土砂流出及び崩壊に対する安定性の状況とする。

イ 斜面安定

事業の実施等による、斜面の安定性の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

斜面安定に係る予測地点については、予測地域の中から斜面の状況及び斜面崩壊防止工事等の内容を勘案し、代表的地点を選定する。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(イ) 供用時

a 土砂流出、崩壊

事業に係る工事の完了した時期とする。

b 斜面安定

事業に係る工事の完了後で、斜面の安定性にもたらず影響を適切に把握できる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 土砂流出、崩壊

工事中及び供用時における土地の形状の変更範囲、施工方法、工作物の位置、規模及び構造等

b 斜面安定

工事中及び供用時における傾斜地保全工事計画、造成計画、施工計画等

(イ) 予測方法

予測は、事業の計画内容、地形、地質の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 土砂流出、崩壊

(a) 施工計画を基に、地形、地質の改変の程度を把握して予測する方法

(b) 数値解析による方法

(c) 類似事例から推定する方法

(d) その他適切な方法

b 斜面安定

(a) 斜面の安定計算の理論式又はこれに準ずる数値解析による方法

(b) 類似事例から推定する方法

(c) その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、地形、地質の安定性にもたらず影響を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査結果及び予測結果に基づき、地域特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が地形、地質の安定性にもたらず影響について明らかにする。

6-9 地盤（地下水位、地盤沈下、変状）

1 環境影響評価の対象

土地の改変に伴う地盤変状並びに事業の実施等に伴う地下水の揚水、掘削現場における地下水の流出等による地下水位の低下、地中構造物による地下水の流動遮断による地下水位の上昇等により、地下水位の変化又は地盤沈下が生じると予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。ただし、「イ 地盤の状況」の(ア)から(ウ)まで、「オ 土地利用の状況」及び「カ 関係法令等による基準等」については、必ず調査を行うこととする。

ア 地下水の状況

- (ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況
- (イ) 湧水の分布、規模、季節変動等の状況
- (ウ) 河川の位置等の状況

イ 地盤の状況

- (ア) 低地、台地等の地形の状況
- (イ) 地質、地質構造等の状況
- (ウ) 軟弱地盤の分布等の状況
- (エ) 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況
- (オ) 地盤の透水性、圧密状況等の工学的特性

ウ 地盤沈下の状況

- (ア) 年間地盤沈下量、累積地盤沈下量の状況
- (イ) 地盤沈下の範囲、程度及び建築物等への影響の状況

エ 気象の状況

オ 土地利用の状況

カ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により地下水位及び湧水の状況の変化、地盤沈下並びに地盤変状が生じると想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 地下水の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容及び住居の存在、地下水の利用状況等を考慮して、地下水位の状況を的確に把握できる地点を設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

降雨による変動及び季節的変動を考慮して、年間の地下水位の変化を適切に把握し得る期

間・時期とする。

(ウ) 調査方法

既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- a 地下水位は、既存井戸又は観測井等を利用し、地下水位の空間的分布や経時的状態等を把握する。
- b 地下水の流動は、トレーサーや流向・流速計による方法などのうちから、地域の地形や地質構造等に応じて適切な方法を選択する。

イ 地盤の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容及び住居の存在、地下水利用状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- a 地形については、現地踏査、空中写真、測量等による方法
- b 地質、土質については、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法

ウ 地盤沈下の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、「イ 地盤の状況」に準ずる。

(イ) 調査期間・調査時期

地盤沈下の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

現地で測量する場合の頻度は、周辺地域の沈下状況を考慮して設定する。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、水準測量や沈下計による方法を用いる。

エ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の地下水位の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 吹田市環境基本計画に定める環境目標
- (2) 周辺の構造物、建築物、利水などに影響をもたらさない水準
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の実施等により生じることが予想される地下水位の変化及び地盤沈下の有無、範囲並びに

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（9 地盤）

周辺の構造物、建築物などへの影響とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、対象となる地下水位の影響を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(4) 供用時

事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、工事中及び供用時における掘削工法（補助工法を含む）、掘削深度、地下水揚水の状況等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(4) 予測方法

事業の種類及び規模、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 数値解析を用いる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、地下水位の変化による井戸枯れ等の影響、地盤沈下及び地盤変状が周辺の生活環境にもたらす影響を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等に伴う地下水位の変化、地盤沈下による影響について明らかにする。

6-10 騒音、振動、低周波音

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う騒音、振動及び低周波音が、日常生活に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 騒音、振動、低周波音の状況

(ア) 騒音

環境騒音及び工場、事業場、道路、鉄道、航空機等からの特定騒音の騒音レベルの状況

(イ) 振動

環境振動及び工場、事業場、道路、鉄道等からの特定振動の振動レベルの状況

道路交通振動に係る地盤卓越振動数の状況

(ウ) 低周波音

特定騒音のうち、低周波音の影響が生ずるおそれがある場合には、中心周波数1～80Hzの1/3オクターブバンド音圧レベルの状況

イ 地盤、地形及び工作物の状況

ウ 土地利用の状況

エ 発生源の状況

オ 自動車交通量等の状況

車種別交通量、車速、道路構造等の状況

カ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により騒音、振動、低周波音の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 騒音、振動、低周波音の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容及び土地利用の状況（住居、学校、病院等）、地形の状況等を考慮して設定する。なお、必要に応じて高さ方向の地点も調査する。

(イ) 調査期間・調査時間帯

調査期間は、騒音、振動、低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。また、調査時間帯は、関連する環境基準、関係法令等に定める時間の区分に照らし、騒音、振動、低周波音の状況を適切に把握し得る時間帯とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の騒音、振動、低周波音の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（10 騒音、振動、低周波音）

- (1) 環境基準及び吹田市環境基本計画に定める環境目標
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 騒音及び振動

(ア) 工場、事業場の騒音及び振動

- a 工場、事業場の騒音については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に定める騒音レベルとする。
- b 工場、事業場の振動については、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める振動レベルとする。

(イ) 道路交通の騒音及び振動

- a 道路交通の騒音については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める等価騒音レベルとする。
- b 道路交通の振動については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度に定める振動レベルとする。

(ロ) 建設作業の騒音及び振動

- a 建設作業の騒音については、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める騒音レベルとする。
- b 建設作業の振動については、振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準に定める振動レベルとする。

(ハ) 鉄道、軌道又はモノレールの騒音及び振動

- a 新幹線鉄道の騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）に定める騒音ピークレベルとする。
- b 在来鉄道、軌道又はモノレールの騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年環大―第174号）に定める等価騒音レベルとする。
- c 鉄道、軌道又はモノレールの振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭51年環境庁長官勧告）に定める振動レベルとする。

(ニ) 航空機の騒音

航空機の騒音については、国等が定める基準及び方法とする。

イ 低周波音

低周波音の予測項目は、中心周波数が1～80Hzの1/3オクターブバンド音圧レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地域のうちから当該地域の騒音、振動、低周波音を代表すると予想される地点又は騒音、振動、低周波音の発生源に近接する地点などを適切に設定する。

なお、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として、工事に起因する騒音、振動、低周波音の影響が最大になる時期、時間帯とする。

(4) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

建設機械、工法、音源の位置・数、稼働条件、環境取組内容の内容その他必要な事項
工所用車両のルート、車種、台数、稼働条件その他必要な事項

b 供用時

(a) 道路交通の騒音、振動、低周波音

道路構造、交通量、走行速度、環境取組内容の内容その他必要な事項

(b) 鉄道、軌道又はモノレールの騒音、振動、低周波音

鉄道構造、橋梁等の構造、列車速度、環境取組内容の内容その他必要な事項

(c) 航空機の騒音、低周波音

就航機種、飛行計画その他必要な事項

(d) 工場、事業場の騒音、振動、低周波音

建物の構造、音源の位置・数、稼働条件その他必要な事項

(4) 予測方法

事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 伝搬理論計算式による方法

b 経験的回帰式による方法

c 模型実験による方法

d 現地実験による方法

e 類似事例から推定する方法

f その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、騒音、振動、低周波音が周辺的生活環境にもたらす影響を、可能な

限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が周辺環境にもたらす影響について明らかにする。

6-1-1 動植物、生態系

1 環境影響評価の対象

事業の実施等が、植物、動物及び生態系に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 陸生植物の状況

イ 陸生動物の状況

ウ 水生生物の状況

エ 生育・生息環境

オ 生態系の状況

カ 土地利用の状況

キ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により、植物の生育又は動物の生息環境及び生態系に相当程度変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 植物、動物、生態系の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

植物、動物の状況を把握するために適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるもののうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

a 陸生植物

植物相調査、植物社会学的植生調査（組成表、群落断面模式図）、毎木調査、活力度調査、ヒアリング調査

b 陸生動物

動物相調査、ヒアリング調査、アンケート調査

c 水生生物

目視観察調査、方形枠法等の調査、ヒアリング調査

d 生態系

学術的に一般に用いられている調査、解析等

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、調査により判明した周辺地域等の植物、動物の状況等を勘案のうえ、保全対象を選定し、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 吹田市みどりの基本計画など市が策定している計画等
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 陸生植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度
- イ 陸生動物の動物相の変化の内容及びその程度
- ウ 水生生物相の変化の内容及びその程度
- エ 生息・生育環境の変化の内容及びその程度
- オ 生態系の変化の内容及びその程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

原則として調査地域とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

事業に係る工事中の代表的な時期とする。

(イ) 供用時

事業に係る工事の完了後一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、工事中及び供用時における施工計画、土地利用計画、緑化計画、その他必要な事項等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類、規模及び地域の特性を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選

択するか、又は組み合わせて行う。

- a 事業計画の内容から推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、植物、動物等にもたらす影響を可能な限り回避又は低減するための取組及び動植物の育成又は生息環境の向上に資する取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が植物、動物及び生態系にもたらす影響について明らかにする。

6-1-2 緑化（緑の質、緑の量）

1 環境影響評価の対象

事業の実施等により、新たに形成される緑の質及び量を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 緑の質

- (ア) 現存植生状況及び生育状況
- (イ) 周辺地域の生育木
- (ウ) 植栽土壌
- (エ) 植栽予定樹種
- (オ) 潜在自然植生

イ 緑の量

- (ア) 緑被の状況
- (イ) 緑化計画

ウ 生育環境

- (ア) 地形、地質等の状況
- (イ) 日照等の状況
- (ウ) 地域社会とのつながり

エ 土地利用の状況

オ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法等

ア 緑の質

(ア) 調査期間・調査時期

植物の状況を把握するために適した期間とする。

(イ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるもののうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a 現存植生状況及び生育状況
- b 周辺地域の生育木
- c 植栽土壌
- d 植栽予定樹種
- e 潜在自然植生

イ 緑の量

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

ウ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の緑の質及び緑の量の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 吹田市みどりの基本計画など市が策定している計画等
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 緑の質

植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量

イ 緑の量

緑被の変化及び全体の緑の構成

(2) 予測方法等

ア 予測地域

原則として計画地とする。

イ 予測時期

事業に係る工事の完了後一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（13 人と自然とのふれあいの場）

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、土地利用計画、緑化計画、施工計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

（イ）予測方法

事業の種類、規模及び地域の特性を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a 事業計画の内容から推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、新たに形成される緑の質及び量の両面で適切に保全又は回復育成するための取組について検討を行う。

6 評価手法

（1）評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

（2）評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が緑の保全又は回復育成にもたらす影響について明らかにする。

6-1-3 人と自然とのふれあいの場

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う土地の改変、建築物、工作物の建築等が、人と自然とのふれあいの場と当該ふれあいの場が持つ機能にもたらす影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

（1）調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 人と自然とのふれあいの場の状況

- (ア) 人と自然とのふれあいの場の名称、位置、規模、区域及び分布状況
- (イ) 人と自然とのふれあいの場の機能、利用状況
- (ウ) 人と自然とのふれあいの場への経路、交通手段

イ 地形等の状況

ウ 土地利用の状況

エ 人と自然とのふれあいの場に係る計画等

オ 関係法令等による基準等

（2）調査地域

事業の実施等により人と自然とのふれあいの場に影響をもたらすと想定される地域とする。

（3）調査方法等

ア 人と自然とのふれあいの場の状況

(7) 調査地域

事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(4) 調査期間・調査時期

人と自然とのふれあいの場の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

既存資料の整理、解析、利用状況の調査又は写真撮影等の現地調査の方法による。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査結果及び地域の特性を勘案のうえ、次の事項を参考に適切に設定する。

(1) 吹田市みどりの基本計画

(2) その他市が定めた計画、要綱等の中で設定している人と自然とのふれあいの場に関する目標、指針等

4 予測方法

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 人と自然とのふれあいの場の消滅又は改変の程度

イ 人と自然とのふれあいの場が持つ機能の変化の程度

ウ 人と自然とのふれあいの場までの利用経路等に与える影響の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、原則として調査地域とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(4) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、土地利用計画、造成計画等について予測の前提となる必要な事項を整理する。

(4) 予測方法

事業の種類及び規模並びに地域の特性、人と自然とのふれあいの場と当該ふれあいの場が持つ機能等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせで行う。

a 人と自然とのふれあいの場の位置、区域及び分布状況と事業の計画とを重ね合わせる方法

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（14 景観）

- b 人と自然とのふれあいの場の位置、区域及び分布状況と水象、地形、地質、生物、景観等に関する他の項目の予測結果とを重ね合わせる方法
- c 類似事例により推定する方法
- d その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、人と自然とのふれあいの場と当該ふれあいの場が持つ機能にもたらす影響を可能な限り回避又は低減するための取組及び当該ふれあいの場の機能の向上に資する取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が人と自然とのふれあいの場と当該ふれあいの場が持つ機能への影響について明らかにする。

6-14 景観

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う土地の改変、建築物、土木構造物等が、景観に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。この場合、地域が一体として有している地域の景観特性に対する影響を含む。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地域の景観特性

主要な景観の構成要素（建築物、道路、橋りょう、木竹、農地、河川、指定文化財等）及びこれらの構成要素が一体として有している特性

イ 代表的な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

代表的な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域

ウ 圧迫感の状況

既存建築物等から受ける圧迫感の状況

エ 土地利用の状況

オ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

ア 地域の景観特性

調査地域は、事業の実施等により景観に影響をもたらすと想定される地域とする。

イ 代表的な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

代表的な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域について総合的に把握できるよう設定する。

ウ 圧迫感の状況

事業の実施等が圧迫感をもたらすと想定される地域を適切に設定する。

(3) 調査方法等

ア 地域における景観の状況

(7) 調査地点

調査地点は、事業の種類、規模及び周辺の地域特性を考慮し設定する。

(4) 調査方法

a 地域の景観特性

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

b 代表的な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、写真解析等により適切に行う。

c 圧迫感の状況

写真撮影による現地調査等の方法による。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の景観の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 吹田市景観まちづくり計画等において定める目標と方針

(2) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域の景観特性の変化の程度

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

ウ 圧迫感の変化の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化する景観の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

原則として工事完了直後及び必要に応じてその後の一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（15 日照阻害）

（7）予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、建築物等の配置、規模、造成計画、緑化計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

（4）予測方法

事業の種類及び規模並びに地域の景観特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a 可視領域図を作成する方法
- b 完成予想図又は模型を作成する方法
- c 形態率を算出する方法
- d その他の適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、景観にもたらす影響を可能な限り回避又は低減するための取組及び地域の景観の向上に資する取組について検討を行う。

6 評価手法

（1）評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

（2）評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が景観にもたらす影響について明らかにする。

6-15 日照阻害

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う建築物及び高架道路、高架鉄道等の工作物の設置により、日影が生じると予想される地域及びその日影の程度を対象とする。

2 現況調査

（1）調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 日照阻害の状況

事業の実施等により日影が生ずると予想される地域の主要な地点における日影の時刻及び時間数（計画地に既存建築物が存在する場合は、既存建築物による日影の範囲、時間数等）

イ 地形の状況

ウ 既存建築物の状況

エ 土地利用の状況

オ 関係法令等による基準等

（2）調査地域

調査地域は、事業の実施等により日照阻害を生ずると想定される地域とする。

（3）調査方法等

ア 日照障害の状況

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の日照の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

ア 冬至日（必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。）における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

イ 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、原則として調査地域とする。

イ 予測時期・予測季節

事業に係る工事完了時期とする。なお、予測の季節は、冬至日を原則とするが、必要に応じて春分（秋分）又は夏至についても行う。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、土地利用計画、造成計画、建築計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから原則として a 及び b によるが、必要に応じて c 又は d による方法を選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 時刻別日影図を作成する方法
- b 等時間日影図を作成する方法
- c 天空図又は天空写真を作成する方法
- d その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、日照障害が周辺の生活環境にもたらす影響を可能な限り回避し、又

は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等により日照障害にもたらす影響について明らかにする。

6-16 テレビ受信障害

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う建築物及び高架道路、高架鉄道等の工作物の設置、列車の走行等により、テレビ電波の受信障害が生じると予想される地域並びにその障害の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア テレビ電波（地上波）の受信状況

(ア) テレビ受信画質の状況

(イ) テレビ電波の強度の状況

(ウ) 共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態

イ テレビ電波の送信の状況

電波受信に影響をもたらす送信電波の種類、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力、電波到来方向、事業の位置と送信アンテナとの距離

ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況

エ 地形、工作物の状況

オ 鉄道等の運行状況

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等によりテレビ受信障害を生ずると想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア テレビ電波（地上波）の受信状況

(ア) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。

なお、障害をもたらすと推定される地域の境界部分においては、必要に応じて調査地点を追加する。

(イ) 調査方法

- a 受信画質の調査は、「建築物によるテレビ受信障害の調査と対策」（日本放送協会）等に準拠する。

b テレビ電波の強度は、電波測定車等による方法を用いる。

c 受信形態の調査は、ヒアリング等による。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理又は現地調査の方法による。必要に応じてヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の受信状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域住民のテレビ電波の受信に障害をもたらす可能性がないこと
- (2) 関係法令等による基準等

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の工事及び供用により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化するテレビ電波の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

建築物等については、工事完了時期とする。

鉄道の運行等を伴う事業については、事業が供用され、事業活動が定常状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、建築計画、造成計画、鉄道運行計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模並びに周辺地域の特性等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 理論計算式による方法（日本放送協会の開発による実用式又はこれに準ずる方法）
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、テレビ受信障害が周辺の生活環境にもたらす影響を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（17 風害）

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等によるテレビ受信障害について明らかにする。

6-17 風害

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う建築物及び高架道路、高架鉄道等の工作物の設置が、風環境に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地域の風の状況

(ア) 上空風の風向・風速の状況

(イ) 地表付近の風の風向・風速の状況

(ウ) 強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況

イ 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況

ウ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況

エ 地形の状況

オ 土地利用の状況

(2) 調査地域

地表付近の風向・風速の調査地域は、事業の実施等により風の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 地域の風の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、事業の計画内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮して設定する。

上空の風向・風速の調査地点は、事業が予定されている地域の上空又はこれと同等のデータを得られる地点とする。

(イ) 調査期間・調査時期

風の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」（気象庁）又はこれらに準ずる方法による。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理又は現地調査の方法による。必要に応じて関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の風の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 日最大瞬間風速の超過頻度に基づく風環境評価尺度
- (2) 平均風速の累積頻度に基づく風環境評価尺度
- (3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 平均風向、平均風速、最大風速等の状況及びそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度
- イ 年間における風速の出現頻度

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化する風の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

事業に係る工事完了後とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、建築計画、造成計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

予測は、事業の種類及び規模、建築物等の状況を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 風洞実験による方法
- b 流体数値解析（CFD）による方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、風害を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等に伴う風環境の変化が周辺の生活環境にもたらす影響について明らかにする。

6-18 文化遺産（有形・無形・複合）

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う土地の改変、建築物その他の構造物の建設等が、「文化財保護法」、「大阪府文化財保護条例」及び「吹田市文化財保護条例」に定める文化財のうち、土地に密接な関係を有する有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群（以下「文化財等」という。）、埋蔵文化財包蔵地に影響をもたらすと予想される地域並びにその内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 文化財等の状況

(ア) 「文化財保護法」、「大阪府文化財保護条例」及び「吹田市文化財保護条例」に基づき、指定及び登録された文化財の種類、位置、又は範囲等

(イ) 「文化財保護法」等に基づいて指定又は登録されていないが、当該指定又は登録をされたものと同程度の価値を有すると府又は市の教育委員会が認めたものの種類、位置、又は範囲等

(ウ) 文化財等の周囲の地形、地質、植生、建物、景観その他必要な環境の概要

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、範囲、内容及び分布状況等

ウ 文化財等周辺の土地利用状況

エ 関係法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に対して影響をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 文化財等の状況

(ア) 調査地点

事業の実施等により文化財等に損傷等の影響をもたらすと想定される地点とする。

(イ) 調査方法

a 文化財等の種類、位置又は範囲等の調査は、市教育委員会等が有する既存資料の整理、確認又は現地調査の方法による。

b 文化財等の周辺地域の環境調査は、現地調査又は関連する他の環境影響評価項目の調査結果及び既存資料の整理、解析の方法による。

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

周知の埋蔵文化財包蔵地の調査は、吹田市教育委員会等が有する既存資料の整理、確認の方法による。なお、詳細については、教育委員会と協議するものとする。

ウ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の文化財等の現況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 関係法令等による基準等
 - ア 「文化財保護法」等に定める保全に関する規定
 - イ 府の定める保全に関する規定
 - ウ 市の定める保全に関する規定
- (2) 文化財等の保全に支障が生じないこと

4 予測手法

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 計画地内の文化財等の現状変更の程度又は周辺地域の文化財等の損傷等の程度
- イ 文化財等の周辺の環境の変化の程度
- ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、原則として調査地域、調査地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

工事中の適切な時期とする。

(イ) 供用時

事業に係る工事の完了後及び供用開始後で、文化財等への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から地形改変計画、土地利用計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a 事業計画の内容から文化財等の改変の程度を把握して推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地にもたらす影響を可能な限り回避し、又は低減するための取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項（19 火災、爆発、化学物質の漏洩等）

現況調査結果及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等が文化財等にもたらす影響について明らかにする。

6-19 火災、爆発、化学物質の漏洩等

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴い高圧ガス、危険物、有害な化学物質等が、周辺地域の安全確保に影響をもたらすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 過去の災害等の状況

液状化、地盤沈下、火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の状況

イ 気象の状況

ウ 地形及び工作物の状況

エ 地質の状況

オ 周辺の土地利用等の状況

カ 関係法令等による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業の実施等により高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等に対する安全の確保が必要な地域とする。

(3) 調査方法等

ア 過去の災害等の状況

最新の既存資料の整理、解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した周辺地域等の安全の状況を勘案のうえ、次に掲げる事項を参考に適切に設定する。

(1) 安全が確保される水準

(2) 関係法令等による基準等

(3) その他の科学的知見

4 予測手法

(1) 予測項目

事業の実施等による高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の防止等の安全性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、原則として調査地域とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

工事期間全体とする。

(イ) 供用時

事業の供用開始後における高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の貯蔵又は使用等が定常の状態に達した時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から次に掲げる事項について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

a 工事中

地下埋設物の安全対策その他必要な事項

b 供用時

高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の保有量、使用計画、安全対策、防災対策、その他必要な事項

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 理論計算式による方法

b 事業計画から推定する方法

c 類似事例から推定する方法

d その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の防止並びにこれらが生じた場合における周辺の住民及び生態系に対する安全性の確保について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業を実施等にあたり、周辺の住民及び生態系に対する安全性が確保されることについて明らかにする。

6-20 コミュニティ

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う人口の増加、土地の改変、建築物、工作物の建築等が、教育施設、集会施設、公園等のコミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）とこれらの施設の持つ機能にもたらす影響、及び事業の実施等により地域住民の交通経路にもたらす影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア コミュニティの状況

- (ア) コミュニティ施設の名称、位置、規模、区域及び分布状況
- (イ) コミュニティ施設の機能、利用状況
- (ウ) コミュニティ施設への経路、交通手段
- (エ) 住民組織の状況、通学区域、公共交通機関の状況、避難場所等の状況
- (オ) その他予測、評価を行うにあたって必要となる事項

イ 地形等の状況

ウ 土地利用の状況

エ コミュニティ施設に係る計画等

(2) 調査地域

事業の実施等により地域のコミュニティ施設、地域住民の交通経路に影響をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア コミュニティの状況

(ア) 調査地点

事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間・調査時期

地域社会の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査結果及び地域の特性を勘案のうえ、次の事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域住民の交通経路に著しい支障をもたらさないこと
- (2) コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に著しい支障をもたらさないこと

(3) その他の適切な水準

4 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、事業がコミュニティ施設にもたらす影響の程度及び事業の実施等による地域住民の交通経路に与える影響の可能性とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、地域住民の交通経路の状況等を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事期間全体とする。

(イ) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から施行計画、交通動線計画、住戸計画、集会施設の計画、公園、広場等の計画等について予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模並びにコミュニティ施設の状況、住民組織の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。

- a コミュニティ施設の位置、区域及び分布状況と事業計画とを重ね合わせる方法
- b 事業計画に基づきコミュニティ施設の機能への影響を予測する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能並びに地域住民の交通経路にもたらす影響を可能な限り回避又は低減するための取組及び当該施設の機能又は交通経路の向上に資する取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業の実施等に伴うコミュニティ施設及びコミュニティ施設が持つ機能、並びに地域住民の交通経路への影響について明らかにする。

6-21 交通混雑、交通安全

1 環境影響評価の対象

事業の実施等により地域の生活道路、幹線道路等における交通混雑、交通安全等にもたらす影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地域社会の状況

(ア) 日常生活圏等の状況

日常の生活圏、公共施設等の位置、種類及び利用状況、地域住民の交通経路及び交通の状況、住民組織の状況、通学区域、通学路の状況、公共交通機関の状況、避難場所等の状況

(イ) 道路の状況

生活道路及び幹線道路の分布、交通経路及び交通量の実態、主要交差点における交通処理状況

(ウ) 交通安全の状況

交通安全対策の状況、交通事故の発生状況

イ 地形等の状況

ウ 土地利用の状況

エ 道路等に係る計画等

(2) 調査地域

事業の実施等により地域社会に影響をもたらすと想定される地域とする。

(3) 調査方法等

ア 地域社会の状況

(ア) 調査地点

事業の実施等により地域社会に相当程度影響をもたらすと想定される地点とする。

(イ) 調査期間・調査時期

地域社会の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。また、必要に応じて関係機関へのヒアリング等により補完する。

イ その他の調査項目

最新の既存資料の収集整理又は現地調査の方法による。また、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査により判明した地域社会の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 周辺地域の交通の状況に著しい影響をもたらさないこと

- (2) 生活道路に著しい影響を生じない水準
- (3) その他の科学的知見

4 予測方法

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 事業の実施等により変化する交通量の状況
- イ 事業の実施等により変化する交通流の状況
- ウ 事業の実施等により変化する交通安全の状況

(2) 予測方法等

ア 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案して、対象となる交通混雑、交通安全の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として、工事に起因する地域交通への影響が最大となる時期とする。

(イ) 供用時

事業活動等が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から施工計画、交通動線計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

事業の種類及び規模、地域社会の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択するか、又は組合せて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 理論計算式（動的交通シミュレーション解析等を含む。）による方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

5 環境取組内容

事業の実施等に当たっては、地域社会の生活道路、幹線道路等における交通混雑及び交通安全にもたらす影響を可能な限り回避又は低減するための取組及び当該地域における安全で円滑な交通に資する取組について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容及び評価目標を勘案して、事業

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的事項 (21 交通混雑、交通安全)

の実施等が地域の交通にもたらす影響について明らかにする。